

市役所敷地内食品販売募集案内（令和8年10月～令和9年3月）

1 事業内容

（1）趣旨

伊勢原市（以下「市」という。）では、来庁者等の利便性の確保を目的として、市役所敷地内に食品販売事業者の募集をいたします。

（2）事業の概要

本事業は、市役所レストラン棟 1 階又は屋外での食品販売を目的とした伊勢原市公有財産規則に定める行政財産の使用許可を得た事業者が実施運営するものとします。

以下は事業の概要となります。

販売期間	令和8年10月1日(木)から令和9年3月31日(水)まで（土日・祝日・年末年始を除く） ※（3）使用料一覧に記載のある曜日ごとに営業可能な事業者を募集します。
対象物件	市役所敷地内（市役所レストラン棟 1 階又は屋外の一部） ※詳細は「販売場所案内図」参照
使用用途	食品の販売
1日当たりの販売者数(予定)	食堂内：2者 屋外：1者
販売時間	午前 11 時から午後 2 時まで ※そのほかの時間帯での販売を希望する場合は別途協議
使用面積(各事業者)	食堂内：8㎡ 屋外：15㎡
使用料	「使用料一覧」参照
参考	本庁舎で働いている職員約 650 人、来庁者数約 1,200 人/日 食堂内座席数約 150 席

（3）使用料一覧

ア 食堂内（6か月）

全日(119日)	月曜日(22日)	火曜日(23日)	水曜日(25日)	木曜日(24日)	金曜日(25日)
16,541 円	3,058 円	3,197 円	3,475 円	3,336 円	3,475 円

イ 屋外（6か月）

全日(119日)	月曜日(22日)	火曜日(23日)	水曜日(25日)	木曜日(24日)	金曜日(25日)
10,472 円	1,936 円	2,024 円	2,200 円	2,112 円	2,200 円

2 申込方法

（1）募集期間

令和8年8月19日(水)から8月28日(金)まで

（2）提出書類

ア 「食品販売申込書(様式 1)」

イ 「誓約書(様式 2)」

ウ 申込者の運転免許証等の身分証明書の写し

エ 食品衛生責任者証又はそれに代わる資格証明書の写し

オ キッチンカー等の営業許可証及び車検証の写し（屋外申込者のみ）

(3) 提出先

総務部財産管理課管財係窓口(市役所 3 階)又は郵送にて募集期間内に提出してください。(必着)

(4) その他

申込書及び各事業者へのヒアリング等を踏まえ、事業者を選定します。

3 申込資格等

次の全ての要件を満たす事業者に限り申し込みすることができます。

- (1) 募集内容の趣旨を理解し、意欲のある者であること。
- (2) 良質な飲食物及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (3) 申込時点から過去 1 年間に於いて、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- (4) 成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号の規定に該当しない者であり、かつ、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 伊勢原市暴力団排除条例第 2 条第 4 号又は第 5 号に定める暴力団員等又は暴力団経営支配法人等である者

イ 神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している者

ウ 暴力団員等と密接な関係を有している者

エ 上記アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

4 運営に関する条件

許可物件を使用の際は、善良な管理者の注意をもって維持保存してください。

また、使用用途以外の用に供したり使用权の譲渡及び許可財産の転貸をすることはできません。

酒類及び市が不適切と認めるものの販売は禁止とします。

(1) 営業日・営業時間等

本庁舎開庁日(土日祝日を除く)の午前 11 時から午後 2 時までとします。そのほかの時間帯でも営業を希望される場合は、別途協議とします。

事業者の都合によりやむを得ず営業休止又は中止する場合は、市へ必ず連絡してください。

(2) 食堂内の運営条件

ア 営業時間帯は、原則 1 名以上の販売者を配置してください。

イ 食堂内での調理は原則禁止とします。

ウ 食品表示法で定められた食品表示項目を容器に表示してください。

(3) 屋外の運営条件

ア 車両の下には養生シート等を敷いて汚損を防いでください。

イ 発電機を使用する場合は、低騒音仕様の発電機又は騒音対策を講じたうえで使用してください。
また、BGM 等の使用は禁止します。

(4) 使用料の納付

事業者は別に発行する納入通知書により指定期日までに伊勢原市指定金融機関に納付してください。

事業者が指定期日までに納付しないときは、伊勢原市税外収入金の督促及び延滞金徴収条例第 3 条の規定による延滞金が発生します。

(5) 営業許可申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、全て事業者の負担で行うものとします。

また、営業に必要な許認可については、営業開始日までにその写しを市に提出してください。

(6) 衛生管理

事業者は、衛生管理に十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した食品衛生上の問題等については、直ちに市に報告のうえ、全て事業者の負担と責任において対処するものとします。

また、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きをしてください。

(7) 事故等への対応

事業者は、事故防止を徹底することとし、事故発生時には全て事業者の負担と責任において対処するとともに、直ちに市へ報告してください。

(8) クレーム・要望への対応等

利用者からのクレーム等には、事業者が責任をもって対応をしてください。

(9) ごみ処理

販売後の食品容器等を除いたごみや残飯等の処理については、事業者で持ち帰ってください。

(10) 物品等の搬入及び排出について

物品等の搬入及び排出の際には、市役所等の利用者やほかの車両の妨げにならないよう最大限の配慮をお願いします。

(11) 法令等の遵守

本事業を行う際には、関係法令及び関係規則等の遵守をしてください。

(12) 許可の取り消し等

事業者がこの募集内容及び使用許可条件に違反したとき、その他市の指示に従わないときは許可の取り消しをするものとします。そのほか公用若しくは公共用に供する必要が生じたときは、許可期間中であっても直ちに使用を取り消し、許可財産の返還を求め、または許可条件を変更するものとします。

(13) 許可財産の返還

事業者は使用許可期間が満了したとき、または許可の取り消しがあった場合は、許可財産を原状に復して指定する期日までに返還しなければなりません。

また、許可財産に投じた費用があってもこれを請求しないものとします。

(14) 販売実績報告書

出店した月の最終日を含む 7 日以内に「販売実績報告書」(様式 3) を提出してください。

5 経費等の負担

(1) キッチンカー等の稼働に必要な電源、食品容器及び割りばし等の消耗品は事業者の負担とします。

(2) 食堂内で電気機械器具を使用する場合は、使用電力量に応じて事業者に後日請求するものとします。

(3) 修繕義務等

許可財産の修繕義務又は維持管理その他の行為をするため支出する経費はすべて事業者の負担とします。事業者の責に帰する理由により許可財産の一部又は全部を滅失し、若しくは棄損したときは、市の指示に従い速やかに原状に復さなければなりません。

6 損失補償

使用許可の取り消し等によって事業者に損失が生じてても市はその損失を補償しないものとします。

7 暴力団等排除に係る解除

市は、警察本部からの通知に基づき、事業者が次のいずれかに該当するときは、許可を取り消します。

- (1) 事業者が伊勢原市暴力団排除条例第2条第4号又は第5号に定める暴力団員等又は暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 事業者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。
- (3) 事業者が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (4) 事業者が、下請契約等で上記(1)から(4)のいずれかに該当する者と契約を締結したと認められるとき又は当該契約を市が事業者に対して解除を求め、これに従わなかったとき。
- (5) 成年被後見人、被保佐人または破産者と認められるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者と認められたとき。

8 使用料の不還付

既納の使用料は、市の都合により許可を取り消した場合を除いてこれを還付しないものとします。

9 疑義の決定

応募案内及び使用許可条件の内容、その他許可物件の使用等について疑義が生じたときは、市と事業者が協議して決定することとします。

【問い合わせ先】

伊勢原市総務部財産管理課管財係

〒259-1188

伊勢原市田中 348 番地

電話：0463-94-5020

FAX：0463-93-5575

E-mail：kanzai@isehara-city.jp